

広島県環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第七十三号

### 広島県環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第六条第一項中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」を加える。

第七条第一項中「、方法書」の下に「及び要約書」を加え、同条に次の一項を加える。

3 事業者は、規則で定めるところにより、第一項の縦覧期間中、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。第八条第一項中「前条第一項」を「第七条第一項」に、「縦覧期間が満了する」を「縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する」に改める。

第十四条中「及び第十六条」を削る。

第十五条第二項中「第七条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、「準備書」との下に「、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「準備書及び第十四条に規定する要約書」とを加える。

第十六条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

第十六条第三項から第五項までを削る。

第二十二条第二項中「第七条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、「評価書」との下に「、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十条第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「評価書及び第二十一条に規定する要約書」とを加える。

第四十三条第一項の表第三十条第一項の項中「把握のための措置」の下に「（法第三十八条の三第一項の規定により公表されたものを除く。）」を加え、同表第三十二条の項を次のように改める。

第三十二条	
事業者	事後調査報告書の提出を受けた場合又は環境調査を実施した場合
法の事業者	事後調査報告書の提出を受けた場合、環境調査を実施した場合又は法の事業者が法第三十八条の三第一項の規定による公表をした場合（環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置に係るものに限る。）

第四十三条に次の一項を加える。

3 知事は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、技術審査会の意見を聴くことができる。

一 法第三条の三第一項の配慮書の案又は配慮書について意見を述べるとき。

二 法第十条第五項又は法第二十条第五項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に知事が送付を受けた環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書については、なお従前の例による。